

第80回（平成30年11月29日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、手塚委員、加藤委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第80回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、個人情報保護法ガイドライン改正案の意見募集結果について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題1について、配布しております資料1に基づき、説明申し上げます。

資料1-1をご覧ください。今回は10月2日から11月1日までの30日間、意見募集を行い、20の個人・団体から延べ41件の御意見を頂きました。

大まかな傾向といたしましては、具体的な事例を挙げて、その内容が今回、追加した記載に該当するか確認するものが多くなっております。

これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり、とりまとめましたところ、このうち主要な御意見について説明いたします。

横長の別紙と書かれた資料をご覧ください。まずは今回の改正案全体についてでございます。こちらは1番、2番の2件となりますが、ガイドラインの内容の明確化に御賛同いただいた上で、必要以上の詳細化や例示の羅列を避けることで、創意工夫や柔軟な対応を阻害することがないように配慮してほしいなどの御意見を頂いております。

次に、法第23条第5項の委託、同条第6項の共同利用についてでございます。こちらは3番から23番までになります。第三者提供制限の第三者に該当しない場合を明確化した箇所に対する御意見でございます。こちらは具体的な事例を挙げて、追加した記載に該当するかを問う御意見が大宗を占めております。今後、Q&Aにおいて具体例をお示しすることなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、保有個人データの開示及び開示等の請求等に応じる手続についてでございます。こちらは24番から33番までになります。27番のように、著しい支障を及ぼすおそれの具体的な内容を問うものや、具体的な事例を挙げて追加した記載に該当するか問うものが大宗を占めております。こちらは今後、Q&Aにおいて具体例をお示しすることを検討してまいりたいと考えております。このほか、28番の御意見を踏まえて修辭上の修正をさせていただきたいと考えております。

次に、安全管理措置についてでございます。こちらは34番から36番までになります。今回の御意見は、34番や35番のように、今回の改正の趣旨がガイドラインの内容の明確化であることを確認する内容等となっております。このほか今回の意見募集とは直接関係のない御意見を5件頂いております。意見募集の結果等を踏まえ、必要な修辭上の修正を施しまして、成案とさせていただきます。

御審議の上、承認を頂けましたら改正後のガイドラインについて速やかに公布、施行する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 ガイドラインの改正案に対する御意見、おまとめいただいたものを拝読しました。ガイドラインは法律を分かりやすく解説して具体化したもので、今回の改正も法の趣旨を変えず誤解のないようにしたものですので、頂いた御意見は基本的にそれに御賛成いただいていると考えます。

とりわけ、保有個人データの開示に関しては、本人の求めがあれば、原則として当然開示であり、全部又は一部を開示しないことができるのは、より重い支障を及ぼすおそれがあるような例外的な時に限定していますので、この点に関して、特に大量に保有個人データを保有している事業者におかれては、このガイドラインの趣旨をきちんと御理解いただき、消費者・利用者からの開示請求に対して適切にかつ真摯に御対応いただくことを強く期待しております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。熊澤委員。

○熊澤委員 説明ありがとうございます。

今回のパブリックコメントでは、具体的な例示を求める御意見と、ガイドラインの必要以上の詳細化や例示の羅列によって、事業者の創意工夫や柔軟な対応を阻害することがないよう配慮を求める御意見があったということで、その両方にしっかりと対応する方策として、ガイドラインとQ&Aをきちんと使い分けて、具体的な事例等はQ&Aで示していくことが非常に分かりやすくてよろしいかと思えますし、重要であると思えます。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

この分野では、委託や共同利用が、その範囲について実務上も議論になるところですが、今回の改正においてその点を盛り込んでいまして、明確になったと思います。事業者には適正な取扱いが行われるよう期待するとともに、当委員会としても、事業者が適正な取扱いができるよう指導をし、周知を図ってまいりたいと思います。

それでは、特に修正の御意見がありませんので、原案のとおり決定しまして、官報掲載等の所要の進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。ありがとうございます。

次に、議題2、その他です。

厚生労働省の全項目評価書の公表について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 厚生労働省が作成しました「公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」につきましては、第79回の委員会において承認いただいたところです。

承認の際に決定いただいた「個人情報保護委員会による審査」欄への記載事項については、評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、11月15日付けで、マイナンバー保護評価Web及び厚生労働省のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。

報告ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、12月12日水曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいま御決定どおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございます。